

次の宅地建物取引業者の事務所が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法第176号）第67条の規定に基づき公告する。

なお、30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年10月11日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	事務所所在地	代表者	免許証番号
有限会社亀光不動産	浜松市中区助信町 41-18	亀光 徳次	静岡（7）第 7470 号